

平成21年度 決算報告

人事行政運営等の状況

▶特1~特3面 問 ☎334-1110 財政課
▶特3~特4面 問 ☎334-1102 人事課

平成21年度一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算が、市議会9月定例会で認定されました。
本特別号では、市税や国・県からの補助金などが、どのように使われたのか、歳入・歳出の内容や総合計画の目標に沿って実施した個別事業の決算額、財政の健全性に関する指標となる健全化判断比率などをお知らせします。
また、人事行政運営等の状況についても併せてお知らせします。

い
ち
か
わ

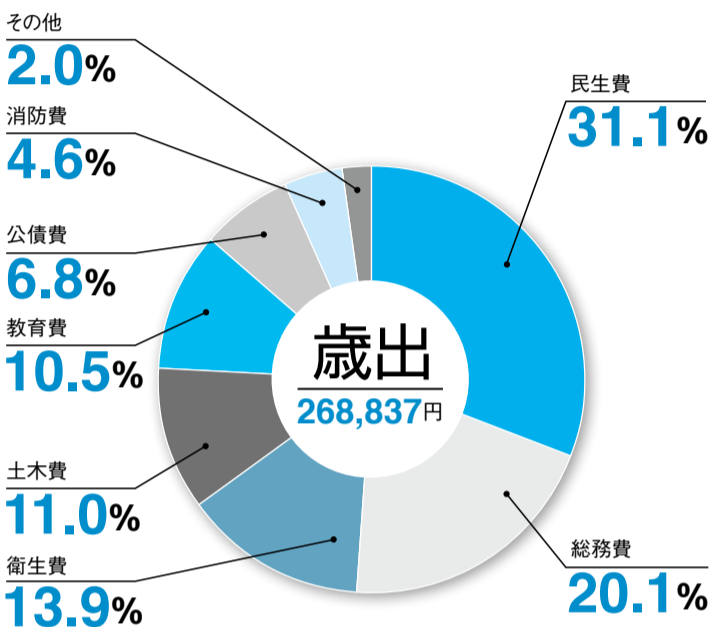
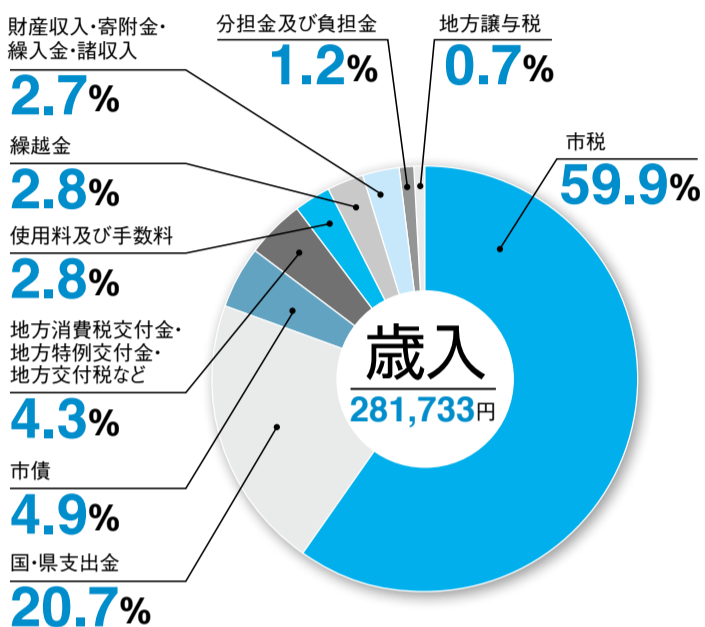
ICHIKAWA PUBLIC INFORMATION

10月23日
2010年(平成22年)
決算特別号

発行:市川市
編集:企画部広報広聴担当
〒272-8501
市川市八幡1-1-1
TEL 047-334-1111
FAX 047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

平成21年度 一般会計のあらまし 市民1人当たりの歳入と歳出

市の人口 / 46万1,638人 (平成22年3月31日現在・住民基本台帳人口)



歳入	281,733円
市税	皆さんが納めた税金 168,665円
国・県支出金	市の事業に対し、国や県から交付されたお金 58,231円
市債	国や金融機関などから借り入れたお金 13,958円
地方消費税交付金・地方特例交付金・地方交付税など	消費税の一部として県から交付されたお金、減税を補うために国から交付されたお金、所得税などの国税のなかから交付されたお金など 12,089円
使用料及び手数料	施設の使用料や住民票の手数料など 7,966円
繰越金	前年度から繰り越されたお金 7,768円
財産収入・寄附金・繰入金・諸収入	市有地を売却して得たお金、寄附金、基金(貯金)を取り崩したお金など 7,688円
分担金及び負担金	保育料や施設の入所費用など、特定の利益を受ける方が負担されたお金 3,493円
地方譲与税	国が徴収した自動車重量税などから分配されたお金 1,875円

歳出	268,837円
民生費	高齢者、障害者、児童などの福祉の費用 83,619円
総務費	文化振興や防災対策、情報化推進などの費用 54,041円
衛生費	ごみ処理、保健衛生などの費用 37,395円
土木費	道路、河川、公園などの費用 29,609円
教育費	小・中学校、幼稚園、生涯学習振興などの費用 28,183円
公債費	国や金融機関などから借り入れたお金の返済費用 18,247円
消防費	消防・救急活動の費用 12,213円
その他	商工業振興などの費用 5,530円

市民1人当たりの市債残高 155,224円

平成22年度 市川市民まちづくり債
募集は1月下旬から

平成23年3月に発行予定の「市川市民まちづくり債」は1月下旬に募集を開始します。「まちづくり債」は、市民の皆さんから直接、資金の提供を受けて発行する地方債です。昨年度と同額の5億円を募集します。これにより集まった資金は、小・中学校や市営住宅の耐震補強事業などの財源として活用していきます。詳しい募集内容につきましては、広報いちかわ11月27日号でお知らせします。

決算収支 (財源・性質別)

一般会計 歳入・歳出差引額 59億5,308万円

歳入 1,300億 5,849万円

歳出 1,241億 542万円

歳入と歳出の差額が59億5,308万円です。

自主財源 69.4% (902億8,711万円)
●市税 ●分担金及び負担金 ●使用料及び手数料 ●財産収入 ●寄附金 ●繰入金 ●繰越金 ●諸収入

義務的経費 49.5% (614億825万円)
●人件費 ●扶助費 ●公債費

投資的経費 11.2% (138億8,113万円)
●普通建設事業費

依存財源 30.6% (397億7,138万円)
●国・県から交付されたお金のうち、借り入れたお金

その他の経費 39.3% (488億1,604万円)
●物件費 ●維持補修費 ●補助費等 ●繰出金 ●積立金 ●投資及び出資金・貸付金

健全化判断比率と資金不足比率

平成20年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が施行され、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた実質的な将来負担などを表す指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標(資金不足比率)を議会に報告し、公表を行うことになりました。

21年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準などを下回り、財政状況は前年度に引き続き健全な数値となっています。

健全化判断比率 (地方公共団体の財政の健全性に関する指標)

指標名	内容	対象範囲	21年度算定結果	財政健全化法	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等	—%	11.25%	20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等・公営事業会計	—%	16.25%	40%
実質公債費比率(3カ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	一般会計等・公営事業会計・一部事務組合・広域連合	2.2%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合	一般会計等・公営事業会計・一部事務組合・広域連合・地方公社・第三セクターなど	32.3%	350%	—

資金不足比率 (地方公営企業の経営の健全性に関する指標)

指標名	内容	対象範囲	21年度算定結果	財政健全化法	
				経営健全化基準	—
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合	下水道事業会計 卸売市場事業会計 南口再開発事業会計 病院事業会計	—% —% —% —%	20%	—

※「21年度算定結果」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「—%」となっているのは、本市の各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字及び資金の不足額がないことによるものです。